

町田市性自認及び性的指向に関する相談事業の実施について

【背景・目的】

近年、性自認及び性的指向の多様性への関心が高まっている。その一方で、性的マイノリティの方々に対する偏見や固定観念は依然として存在し、人権の尊重についてより一層の配慮が求められている。

これらの方々やその家族などが抱える様々な悩みや問題について、傾聴や助言をすることによって、性自認及び性的指向に関する相談者の悩みや不安を解消することを目的とする。

【事業名称】

町田市性自認及び性的指向に関する相談事業

【事業形態】

業務委託

【事業開始予定日】

2020年5月13日（水）

【相談日時】

毎月第2水曜日 午後3時～午後8時（祝日を除く）

【広報活動について】

プレス発表（4月8日予定）、広報まちだ（4月15日予定）、ホームページ（4月15日予定）、フェイスブック（4月15日予定）等での周知を行う。

町田市性自認及び性的指向に関する相談事業実施要領

2020年4月1日

施行

市民部市民協働推進課

第1 目的

この要領は、町田市男女平等推進計画に基づき町田市男女平等推進センターにおいて性自認及び性的指向に関する相談事業(以下「相談事業」という。)を実施することにより、当事者及びその家族等が性自認及び性的指向において抱える悩みごとを解決できるよう支援し、もってその人らしさを発揮できる社会の形成に寄与することを目的とする。

第2 対象者

相談事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学し、かつ性自認及び性的指向に関する悩みを持つ者及びその関係者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

第3 相談の内容

相談事業に係る相談の内容は、性自認及び性的指向に関することとする。

第4 相談日及び相談時間

- 1 第5第1項に規定する電話相談に係る相談日及び相談時間は、毎月第2水曜日の午後3時から午後8時とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、町田市の休日を定める条例(平成元年3月町田市条例第16号)第1条に規定する休日は、相談事業を実施しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

第5 相談の方法及び処理

- 1 相談の方法は、電話によるものとする。
- 2 相談を受けたときは、その悩み、問題等を聴取し、相談者が自ら解決できるよう適切な援助を行う。
- 3 相談の処理経過を相談用紙に記録し、及び保管する。

第6 情報の収集

相談事業の実施に必要な情報及び資料については、常にその収集及び整理に努めるものとする。

第7 関係行政機関との連携

市長は、相談の内容が町田警察署その他の関係行政機関の協力を要すると認めるときは、処理依頼等の方法により当該関係行政機関と連携するものとする。

第8 秘密の保持

市長は、個人情報に係る市民の権利を保護するため、相談事業に係る個人情報の取扱いに関し、適切な措置を講ずるものとする。

第9 事業の委託

市長は、相談事業を適正に実施できると認める者に委託することができる。

第10 委任

この要領に定めるもののほか、相談事業に関し必要な事項は、市民協働推進担当部長が別に定める。